

## 霧島市における空家等の対策に関する協定書

霧島市（以下「甲」という。）と鹿児島県司法書士会霧島支部（以下「乙」という。）は、霧島市内における空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが相互に連携及び協力をし、空家等の総合的な対策を推進することで、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図り、併せて空家等の有効活用を促進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 霧島市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

### （甲が行う業務）

第3条 甲は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 所有者等から空家等の相続に関する法律及び登記に関する相談を受けた場合の乙の紹介
- (2) 空家等の相談窓口の設置及び総合的な相談会の開催
- (3) 乙が行う空家等に関する業務の広報
- (4) 空家等及び所有者等に関する情報の乙への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）

### （乙が行う業務）

第4条 乙は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 空家等の相続に関する法律及び登記に関する相談
- (2) 甲が主催又は共催する所有者等に対する空家等に関する相談会への会員の派遣
- (3) 空家等及び所有者等に関する情報の甲への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）

### （要請業務）

第5条 甲は第1条の目的を達成するため、次の業務を受託する司法書士の推薦を乙に対して要請できるものとし、乙はその要請に積極的に協力するものとする。

- (1) 不動産登記情報及び法務局に備えられた公図等による空家等の所在の確認並びに登記情報による空家等の所有者の確認業務

(2) 空家等の所有者の生存及び所在の確認並びにその者が死亡している場合のその者の相続人調査業務

(秘密の保持)

第6条 この協定に基づく業務に携わる者は、この業務の履行に際して知り得た個人に関する情報を他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

2 前項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(苦情等の処理)

第7条 この協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲、乙が協議の上、解決を図るものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかが別段の意思表示をしないときは、さらに1年延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年12月18日

「甲」 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号  
霧島市長 中重 真一

「乙」 鹿児島県始良市宮島町27番地7  
鹿児島県司法書士会霧島支部  
支部長 重野 巨樹

## 霧島市における空家等の対策に関する協定書

霧島市（以下「甲」という。）と公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、霧島市内における空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが相互に連携及び協力をし、空家等の総合的な対策を推進することで、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図り、併せて空家等の有効活用を促進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 霧島市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

### （甲が行う業務）

第3条 甲は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 所有者等から空家の売買等に関する相談を受けた場合の乙の紹介
- (2) 空家等の相談窓口の設置及び総合的な相談会の開催
- (3) 乙が行う空家等に関する業務の広報
- (4) 空家等及び所有者等に関する情報の乙への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）

### （乙が行う業務）

第4条 乙は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 不動産に関する法律、空家等の売買等に関する相談
- (2) 甲が主催又は共催する所有者等に対する空家等に関する相談会への会員の派遣
- (3) 空家等及び所有者等に関する情報の甲への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）

### （秘密の保持）

第5条 この協定に基づく業務に携わる者は、この業務の履行に際して知り得た個人に関する情報を他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

2 前項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(苦情等の処理)

第6条 この協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲、乙が協議の上、解決を図るものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかが別段の意思表示をしないときは、さらに1年延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年12月18日

「甲」 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号  
霧島市長 中重 真一

「乙」 鹿児島県鹿児島市上之園町24番地4  
公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会  
会 長 吉 田 稔

## 霧島市における空家等の対策に関する協定書

霧島市（以下「甲」という。）と公益社団法人全日本不動産協会鹿児島県本部（以下「乙」という。）は、霧島市内における空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが相互に連携及び協力をし、空家等の総合的な対策を推進することで、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図り、併せて空家等の有効活用を促進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 霧島市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

### （甲が行う業務）

第3条 甲は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 所有者等から空家の売買等に関する相談を受けた場合の乙の紹介
- (2) 空家等の相談窓口の設置及び総合的な相談会の開催
- (3) 乙が行う空家等に関する業務の広報
- (4) 空家等及び所有者等に関する情報の乙への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）

### （乙が行う業務）

第4条 乙は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 不動産に関する法律、空家等の売買等に関する相談
- (2) 甲が主催又は共催する所有者等に対する空家等に関する相談会への会員の派遣
- (3) 空家等及び所有者等に関する情報の甲への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）

### （秘密の保持）

第5条 この協定に基づく業務に携わる者は、この業務の履行に際して知り得た個人に関する情報を他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

2 前項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(苦情等の処理)

第6条 この協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲、乙が協議の上、解決を図るものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかが別段の意思表示をしないときは、さらに1年延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年12月18日

「甲」 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号  
霧島市長 中重 真一

「乙」 鹿児島県鹿児島市真砂町34番8号  
公益社団法人全日本不動産協会鹿児島県本部  
本部長 福山 修

## 霧島市における空家等の対策に関する協定書

霧島市（以下「甲」という。）と一般社団法人鹿児島県建築協会始良・伊佐支部（以下「乙」という。）は、霧島市内における空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが相互に連携及び協力をし、空家等の総合的な対策を推進することで、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図り、併せて空家等の有効活用を促進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 霧島市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

### （甲が行う業務）

第3条 甲は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 所有者等から空家の利活用、改修等に関する相談を受けた場合の乙の紹介
- (2) 空家等の相談窓口の設置及び総合的な相談会の開催
- (3) 乙が行う空家等に関する業務の広報
- (4) 空家等及び所有者等に関する情報の乙への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）

### （乙が行う業務）

第4条 乙は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 所有者等から空家の利活用、改修等に関する相談
- (2) 甲が主催又は共催する所有者等に対する空家等に関する相談会への会員の派遣
- (3) 空家等及び所有者等に関する情報の甲への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）

### （秘密の保持）

第5条 この協定に基づく業務に携わる者は、この業務の履行に際して知り得た個人に関する情報を他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

2 前項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(苦情等の処理)

第6条 この協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲、乙が協議の上、解決を図るものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかが別段の意思表示をしないときは、さらに1年延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年12月18日

「甲」 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号  
霧島市長 中重 真一

「乙」 鹿児島県霧島市国分郡田584番地  
一般社団法人鹿児島県建築協会始良・伊佐支部  
支部長 津田和 亭